

3.1.2 水環境

(1) 水質

1) 水質汚濁の状況

ア. 水質の概況

調査範囲においては、河川 6 地点、湖沼 1 地点、海域 17 地点で調査が実施されている。調査地点の測定項目は表 3.1.2-1 に、測定位置は図 3.1.2-1 に示すとおりである。

表 3.1.2-1 水質調査地点の測定項目

水域名	地点名	類型	実施機関	測定項目			
				生活環境項目	健康項目	ダイオキシン類	
河川	七北田川	高砂橋	C	仙台市	○	○	—
	南貞山運河	七北田川合流前	—	仙台市	○	—	—
	新町川	常磐橋	C	宮城県	○	—	—
	砂押貞山運河	貞山橋	C	宮城県	○	—	—
	砂押川	多賀城堰	C	宮城県	○	—	—
		念仏橋	C	宮城県	○	—	—
湖沼	大沼	大沼池出口	—	仙台市	○	—	—
海域	仙台港地先海域（甲）	内港 1	C	仙台市	○	—	—
		内港 2	C	仙台市	○	—	—
		内港 3 北	C	仙台市	○	—	—
		内港 3 中央	C	仙台市	○	—	—
		内港 4 内	C	仙台市	○	○	○
		内港 4 外	C	仙台市	○	—	—
	仙台港地先海域（乙）	外港 1	B	仙台市	○	—	—
	仙台港地先海域（丙）	外港 2	A	仙台市	○	—	—
	仙台港地先海域（乙）	外港 3	B	仙台市	○	○	○
	仙台港地先海域（丙）	外港 4	A	仙台市	○	—	—
	仙台港地先海域（乙）	蒲生 1	B	仙台市	○	—	—
	仙台港地先海域（丙）	蒲生 2	A	仙台市	○	—	—
	仙台港地先海域（乙）	蒲生 3	B	仙台市	○	○	○
	仙台港地先海域（丙）	蒲生 4	A	仙台市	○	—	—
	仙台港地先海域（乙）	蒲生 5	B	仙台市	○	—	—
	仙台港地先海域（丙）	蒲生 6	A	仙台市	○	—	—
	松島湾（甲）	港橋	C	宮城県	○	—	—

- 注) 1. 「○」は測定していることを示す。
2. 大沼には環境基準の類型指定はない。

「公害関係資料集 平成 28 年版（平成 27 年度測定結果）（平成 28 年、仙台市）」
「平成 28 年版 宮城県環境白書（資料編）（平成 28 年、宮城県）」より作成



凡 例

計画地

- 河川水質測定地点
- 湖沼水質測定地点
- 海域水質測定地点

【河川】

環境基準C類型

【海域】

- 環境基準A類型
- 環境基準B類型
- 環境基準C類型

【海域(全窒素・全燐に関する類型指定)】

- 環境基準Ⅱ類型
- 環境基準Ⅲ類型

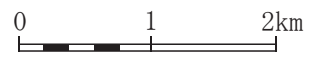


図3.1.2-1 水質測定点

① 河川

調査範囲における平成 27 年度の河川の水質調査結果は表 3.1.2-2～表 3.1.2-3 に示すとおりである。

河川の水質調査結果の生活環境項目については、SS（浮遊物質）が多賀城堰で環境基準に適合していないが、pH（水素イオン濃度）、D0（溶存酸素量）、BOD（生物化学的酸素要求量）は、全ての地点で環境基準を満足している。

健康項目については、いずれの項目も環境基準に適合している。

表 3.1.2-2 河川の水質調査結果（生活環境項目 平成 27 年度）

河川名	地点名	類型	pH	D0 (mg/L)	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
			最小～最大	最小～最大	最小～最大 (75%値)	最小～最大	最小～最大
七北田川	高砂橋	C	7.2～8.2	6.1～13	0.5～5.5 (2.2)	2～27	$1.7 \times 10^0 \sim 2.2 \times 10^4$
南貞山 運河	七北田川 合流前	—	6.9～8.6	7.3～14	0.9～3.4 (2.8)	5～21	$1.3 \times 10^2 \sim 1.4 \times 10^4$
新町川	常磐橋	C	7.6～8.0	6.4～12	0.5～2.8 (0.9)	1～7	—
砂押貞山 運河	貞山橋	C	7.3～7.9	5.2～9.9	0.5～1.7 (1.3)	4～25	—
砂押川	多賀城堰	C	7.5～7.9	5.0～12	0.7～3.4 (1.9)	7～54	—
	念仏橋	C	7.6～7.9	6.7～10	0.5～2.6 (1.2)	4～14	—
環境基準 (C類型)			6.5以上 8.5以下	5 以上	5 以下	50 以下	—

注) 1. 環境基準欄の類型は以下のとおり（河川）

- AA・・・水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの
- A・・・水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの
- B・・・水道 3 級、水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの
- C・・・水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの
- D・・・工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの
- E・・・工業用水 3 級、環境保全

2. BOD は、環境基準との適否を 75%値で評価する。

3. 「—」は測定値の報告がないものを示す。

「公害関係資料集 平成 28 年版（平成 27 年度測定結果）（平成 28 年、仙台市）」
「平成 28 年版 宮城県環境白書（資料編）（平成 28 年、宮城県）」等より作成

表 3.1.2-3 河川の水質調査結果（健康項目 平成 27 年度）

項目	単位	七北田川	環境基準
		高砂橋	
カドミウム	mg/L	<0.0003	0.003 以下
全シアン	mg/L	ND	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.005	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.02	0.05 以下
砒素	mg/L	<0.005	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	ND	検出されないこと
PCB	mg/L	ND	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	0.002 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	0.006 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.001	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	0.01 以下
セレン	mg/L	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.34	10 以下
ふっ素	mg/L	—	0.8 以下
ほう素	mg/L	—	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	0.05 以下

注) 1. 数値は全シアンが年間最高値、その他が年間平均値を示す。

2. 基準値との評価は年間平均値で行う。全シアンに係る基準値は年間最高値とする。

3. 「—」は測定値の報告がないものを示す。

〔「公害関係資料集平成 28 年版（平成 27 年度測定結果）（平成 28 年、仙台市）」より作成〕

② 湖沼

調査範囲における平成 27 年度の湖沼の水質調査結果は、表 3.1.2-4 に示すとおりである。

大沼池出口には環境基準の類型指定はないが、COD75%値でみると、C 類型 (8mg/L 以下) の環境基準に適合している。

表 3.1.2-4 湖沼の水質調査結果 (生活環境項目 平成 27 年度)

湖沼名	地点名	類型	pH	DO (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
			最小～最大	最小～最大	最小～最大 (75%値)	最小～最大	最小～最大
大沼	大沼池出口	—	7.0～8.0	7.1～12	3.9～9.9 (7.0)	3～30	$1.3 \times 10 \sim 2.4 \times 10^4$
環境基準 (C類型)			6.0以上 8.5以下	2 以上	8 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	—

注) 大沼は環境基準の類型指定はないため、参考としてC類型の環境基準を示す。

〔「公害関係資料集平成 28 年版 (平成 27 年度測定結果) (平成 28 年、仙台市)」より作成〕

③ 海域

調査範囲における平成 27 年度の海域の水質調査結果は、表 3.1.2-5～表 3.1.2-8 に示すとおりである。

海域の水質調査結果の生活環境項目については、DO（溶存酸素量）が外港 2、外港 4、蒲生 6 の 3 地点で環境基準値を満たしていない。なお、pH（水素イオン濃度）、COD（化学的酸素要求量）及び大腸菌群数は全ての地点で環境基準を満足している。

全窒素及び全リンについては、いずれも港橋で環境基準に適合していない。

健康項目については、ダイオキシン類を含めいずれの項目も環境基準に適合している。

表 3.1.2-5(1) 海域の水質調査結果（生活環境項目 平成 27 年度）

海域	地点名	類型	pH	DO (mg/L)	COD (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	n-ヘキサン 抽出物質 (mg/L)
			最小～最大	最小～最大	最小～最大 (75%値)	最小～最大	最小～最大
仙台港地先海域 (甲)	内港1	C	8.0～8.3	5.0～12	0.9～4.1 (2.5)	<1.8～ 3.3×10 ²	ND
	内港2	C	7.9～8.3	5.7～12	0.8～4.0 (2.5)	<1.8～ 7.9×10	ND
	内港3北	C	7.9～8.2	6.0～11	1.4～4.3 (3.2)	<1.8～ 1.3×10 ³	ND
	内港3中央	C	8.0～8.3	5.7～11	0.9～4.0 (2.4)	<1.8～ 3.3×10 ²	ND
	内港4内	C	7.9～8.3	5.9～11	1.0～3.9 (2.1)	<1.8～ 1.7×10	ND
	内港4外	C	8.0～8.3	5.9～10	0.5～3.0 (1.9)	<1.8～ 1.7×10	ND
環境基準 (C類型)			7.0以上 8.3以下	2 以上	8 以下	—	—

注) 1. 環境基準欄の類型は以下のとおり（海域）

- A・・・水産 1 級、水浴、自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの
- B・・・水産 2 級、工業用水及び C の欄に掲げるもの
- C・・・環境保全

2. COD は、環境基準との適否を 75%値で評価する。

〔「公害関係資料集平成 28 年版（平成 27 年度測定結果）（平成 28 年、仙台市）」より作成〕

表 3.1.2-5(2) 海域の水質調査結果（生活環境項目 平成 27 年度）

海域	地点名	類型	pH	DO (mg/L)	COD (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	n-ヘキサン 抽出物質 (mg/L)	
			最小～最大	最小～最大	最小～最大 (75%値)	最小～最大	最小～最大	
仙台港地先海域	(丙)	外港2	A	8.0～8.3	6.9～10	0.5～2.4 (1.6)	<1.8～ 1.3×10	ND
	(丙)	外港4	A	8.1～8.3	7.4～10	0.7～2.7 (1.8)	<1.8～ 2.3×10	ND
	(丙)	蒲生2	A	7.9～8.3	7.5～10	0.5～3.0 (1.6)	<1.8～ 7.9×10	ND
	(丙)	蒲生4	A	8.0～8.3	7.5～11	0.6～3.3 (1.4)	<1.8～ 2.3×10	ND
	(丙)	蒲生6	A	7.9～8.3	6.9～10	0.6～2.4 (1.3)	<1.8～ 3.3×10	ND
環境基準 (A類型)			7.8以上 8.3以下	7.5 以上	2 以下	1,000 以下	検出され ないこと	

注) 1. 環境基準欄の類型は以下のとおり（海域）

- A・・・水産 1 級、水浴、自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの
- B・・・水産 2 級、工業用水及び C の欄に掲げるもの
- C・・・環境保全

2. COD は、環境基準との適否を 75%値で評価する。

〔「公害関係資料集平成 28 年版（平成 27 年度測定結果）（平成 28 年、仙台市）」より作成〕

表 3.1.2-5(3) 海域の水質調査結果（生活環境項目 平成 27 年度）

海域	地点名	類型	pH	DO (mg/L)	COD (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	n-ヘキサン 抽出物質 (mg/L)	
			最小～最大	最小～最大	最小～最大 (75%値)	最小～最大	最小～最大	
仙台港地先海域	(乙)	外港1	B	8.1～8.2	6.7～10	<0.5～0.9 (0.6)	<1.8～ 1.1×10	ND
	(乙)	外港3	B	7.9～8.2	6.5～10	<0.5～1.1 (0.7)	<1.8～ 3.3×10 ²	ND
	(乙)	蒲生1	B	7.9～8.3	7.0～10	<0.5～1.3 (0.5)	<1.8～ 3.3×10 ³	ND
	(乙)	蒲生3	B	7.9～8.3	6.9～10	<0.5～0.9 (0.6)	<1.8～ 1.3×10 ⁴	ND
	(乙)	蒲生5	B	7.9～8.3	7.2～10	<0.5～0.9 (0.5)	<1.8～ 3.3×10 ³	ND
環境基準 (B類型)			7.8以上 8.3以下	5 以上	3 以下	—	検出され ないこと	

注) 1. 環境基準欄の類型は以下のとおり（海域）

- A・・・水産 1 級、水浴、自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの
- B・・・水産 2 級、工業用水及び C の欄に掲げるもの
- C・・・環境保全

2. COD は、環境基準との適否を 75%値で評価する。

〔「公害関係資料集平成 28 年版（平成 27 年度測定結果）（平成 28 年、仙台市）」より作成〕

表 3.1.2-5(4) 海域の水質調査結果（生活環境項目 平成 27 年度）

海域	地点名	類型	pH	DO (mg/L)	COD (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	n-ヘキサン 抽出物質 (mg/L)	
			最小～最大	最小～最大	最小～最大 (75%値)	最小～最大	最小～最大	
松島湾	(甲)	港橋	C	7.4～8.1	5.3～10	1.9～4.5 (3.3)	—	—
環境基準 (C類型)			7.0以上 8.3以下	2 以上	8 以下	—	—	

注) 1. 環境基準欄の類型は以下のとおり（海域）

A・・・水産 1 級、水浴、自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの

B・・・水産 2 級、工業用水及び C の欄に掲げるもの

C・・・環境保全

2. COD は、環境基準との適否を 75%値で評価する。

3. 「—」は測定値の報告がないものを示す。

〔平成 28 年版宮城県環境白書（資料編）（平成 28 年、宮城県）〕等より作成

表 3.1.2-6 海域の水質調査結果（全窒素、全リン 平成 27 年度）

海域	地点名	類型	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	
			最小～最大 (平均値)	最小～最大 (平均値)	
松島湾	(甲)	港橋	Ⅲ	0.64～2.0 (1.00)	0.099～0.3 (0.157)
環境基準 (Ⅲ)			0.6 以下	0.05 以下	

注) 1. 環境基準欄の類型は以下のとおり（海域）

I・・・自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの
(水産 2 種及び 3 種を除く。)

Ⅱ・・・水産 1 種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの
(水産 2 種及び 3 種を除く。)

Ⅲ・・・水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの
(水産 3 種を除く。)

Ⅳ・・・水産 3 種、工業用水、生物生息環境保全

2. 全窒素、全リンは、環境基準との適否を平均値で評価する。

〔平成 28 年版宮城県環境白書（資料編）（平成 28 年、宮城県）〕等より作成

表 3.1.2-7 海域の水質調査結果（健康項目 平成 27 年度）

単位：mg/L

海域名	地点名	カドミウム		全シアン		鉛		六価クロム		砒素		総水銀		
		m/n	平均値	m/n	最高値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	
仙台港 地先 海域	甲	内港4内	0/4	<0.0003	0/4	ND	0/4	<0.005	0/4	<0.02	0/4	<0.005	0/4	<0.0005
	丙	外港3	0/4	<0.0003	0/4	ND	0/4	<0.005	0/4	<0.02	0/4	<0.005	0/4	<0.0005
	乙	蒲生3	0/4	<0.0003	0/4	ND	0/4	<0.005	0/4	<0.02	0/4	<0.005	0/4	<0.0005
環境基準			0.003 以下		検出されないこと		0.01 以下		0.05 以下		0.01 以下		0.0005 以下	

海域名	地点名	アルキル水銀		PCB		ジクロロメタン		四塩化炭素		1,2-ジクロロエタン		1,1-ジクロロエチレン		
		m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	
仙台港 地先 海域	甲	内港4内	0/2	ND	0/2	ND	0/4	<0.002	0/4	<0.0002	0/4	<0.0004	0/4	<0.002
	丙	外港3	0/2	ND	0/2	ND	0/4	<0.002	0/4	<0.0002	0/4	<0.0004	0/4	<0.002
	乙	蒲生3	0/2	ND	0/2	ND	0/4	<0.002	0/4	<0.0002	0/4	<0.0004	0/4	<0.002
環境基準			検出されないこと		検出されないこと		0.02 以下		0.002 以下		0.004 以下		0.1 以下	

海域名	地点名	シス-1,2-ジクロロエチレン		1,1,1-トリクロロエタン		1,1,2-トリクロロエタン		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		1,3-ジクロロプロペン		
		m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	
仙台港 地先 海域	甲	内港4内	0/4	<0.004	0/4	<0.0005	0/4	<0.0006	0/4	<0.001	0/4	<0.0005	0/4	<0.0002
	丙	外港3	0/4	<0.004	0/4	<0.0005	0/4	<0.0006	0/4	<0.001	0/4	<0.0005	0/4	<0.0002
	乙	蒲生3	0/4	<0.004	0/4	<0.0005	0/4	<0.0006	0/4	<0.001	0/4	<0.0005	0/4	<0.0002
環境基準			0.04 以下		1 以下		0.006 以下		0.01 以下		0.01 以下		0.002 以下	

海域名	地点名	チウラム		シマジン		チオベンカルブ		ベンゼン		セレン		硝酸性窒素及び重硝酸性窒素		
		m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	
仙台港 地先 海域	甲	内港4内	0/4	<0.0006	0/4	<0.0003	0/4	<0.001	0/4	<0.001	0/4	<0.002	0/4	0.22
	丙	外港3	0/4	<0.0006	0/4	<0.0003	0/4	<0.001	0/4	<0.001	0/4	<0.002	0/4	0.058
	乙	蒲生3	0/4	<0.0006	0/4	<0.0003	0/4	<0.001	0/4	<0.001	0/4	<0.002	0/4	0.064
環境基準			0.006 以下		0.003 以下		0.02 以下		0.01 以下		0.01 以下		10 以下	

海域名	地点名	ふっ素		ほう素		1,4-ジオキサン		
		m/n	平均値	m/n	平均値	m/n	平均値	
仙台港 地先 海域	甲	内港4内	—	—	—	—	0/4	<0.005
	丙	外港3	—	—	—	—	0/4	<0.005
	乙	蒲生3	—	—	—	—	0/4	<0.005
環境基準			0.8 以下		1 以下		0.05 以下	

- 注) 1. m/n は、「環境基準を超えた検体数/総検体数」である。
 2. 「ND」は、定量下限値未満を示す。
 3. 「—」は測定値の報告がないものを示す。

〔公害関係資料集平成 28 年版（平成 27 年度測定結果）（平成 28 年、仙台市）より作成〕

表 3.1.2-8 ダイオキシン類の調査結果（平成 27 年度）

調査地点		調査結果 (pg-TEQ/L)	環境基準
仙台港地先海域（甲）	内港 4 内	0.054	1 以下
仙台港地先海域（乙）	外港 3	0.052	
仙台港地先海域（乙）	蒲生 3	0.045	

〔「公害関係資料集平成 28 年版（平成 27 年度測定結果）（平成 28 年、仙台市）」より作成〕

イ. 水質に係る苦情の状況

調査範囲における過去 5 年間の水質に係る苦情件数の推移は、表 3.1.2-9 に示すとおりである。

水質に係る苦情件数は、仙台市が 0～2 件/年、多賀城市が 0～6 件/年、その他の市町が 0 件/年となっている。

表 3.1.2-9 水質に係る苦情件数の推移（平成 23 年度～平成 27 年度）

市町名 \ 年度	苦情件数（件）				
	23	24	25	26	27
仙台市	1	1	0	1	2
塩竈市	0	0	0	0	0
多賀城市	6	3	1	0	1
七ヶ浜町	0	0	0	0	0
利府町	0	0	0	0	0

〔「平成 23～27 年度公害苦情調査結果報告書（宮城県環境生活部環境対策課）」より作成〕

2) 発生源の状況

仙台市宮城野区、仙台市若林区、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜市、利府町における水質汚濁防止法に基づく特定事業場は表 3.1.2-10、表 3.1.2-11 に、下水道法に基づく特定事業場は表 3.1.2-12、表 3.1.2-13 に、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事業場は表 3.1.2-14、調査範囲におけるこれらの事業場の位置は図 3.1.2-2 に示すとおりである。

仙台市宮城野区、仙台市若林区、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜市、利府町における水質汚濁防止法に基づく特定施設数及び特定施設を有する特定事業場数は仙台市宮城野区で 263 事業場、仙台市若林区で 159 事業場、塩竈市で 151 事業場、多賀城市で 66 事業場、七ヶ浜市で 20 事業場、利府町で 38 事業場である。

下水道法に基づく特定施設数及び特定施設を有する特定事業場は仙台市宮城野区で 255 事業場、仙台市若林区で 154 事業場、塩竈市で 182 事業場、多賀城市で 70 事業場、七ヶ浜町で 6 事業場、利府町で 29 事業場である。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事業場数は 2 事業場である。

表 3.1.2-10(1) 仙台市の水質汚濁防止法に基づく特定事業場

No.	業種	名称	事業場数	
			宮城野区	若林区
1の2	畜産農業又はサービス業	イ 豚房施設 ロ 牛房施設 ハ 馬房施設	2	1
2	畜産食料品製造業	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）	8	3
3	水産食料品製造業	イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ホ 湯煮施設	4	3
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設	2	1
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業	ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設	2	-
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業	粗製あんの沈でんそう	-	1
10	飲料製造業	ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設	2	2
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業	イ 原料処理施設	3	-
16	麺類製造業	湯煮施設	1	-
17	豆腐又は煮豆の製造業	湯煮施設	4	3
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	ト 染色施設	1	2
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	14	20
27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	イ ろ過紙説 ロ 遠心分離機 ヌ 廃ガス洗浄施設	1	-
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む）	イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設	1	-
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く）、更正タイヤ製造業又はゴム板製造業	直接加硫施設	1	1
53	ガラス又はガラス製品の製造業	イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設	1	3
54	セメント製品製造業	イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む）	1	1
55	生コンクリート製造業	パッチャープラント	9	3
61	鉄鋼業	ハ 圧延施設 ホ 湿式集じん施設	1	-
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	ホ 廃ガス洗浄施設	1	-

表 3.1.2-10(2) 仙台市の水質汚濁防止法に基づく特定事業場

No.	業種	名称	事業場数	
			宮城 野区	若林 区
64の2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（浄水能力が一日当たり 10,000m ³ 未満の事業場は除く）	イ 沈でん施設 ロ ろ過紙説	1	-
65		酸又はアルカリによる表面処理施設	6	2
66		電気めっき施設	2	2
66の3	旅館業	イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設	8	5
66の4	共同調理場に設置	ちゅう房施設 （総床面積が 500m ² 未満を除く）	2	-
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業	ちゅう房施設 （総床面積が 360m ² 未満を除く）	5	4
66の6	飲食店	ちゅう房施設 （総床面積が 420m ² 未満を除く）	3	3
66の7	そば店、うどん店、すし店、喫茶店その他	ちゅう房施設 （総床面積が 630m ² 未満を除く）	1	-
67	洗濯業	洗浄施設	23	14
68	写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設	8	8
68の2	病院（病床数が 300 以上の病院）	イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設	1	-
69	と畜業又は死亡獣蓄取扱業	解体施設	1	-
69の2	中央卸売市場	イ 卸売場 ロ 仲卸売場	-	1
70の2	自動車分解整備事業	洗車施設（屋内作業場の総床面積が 800m ² 未満を除く）	15	2
71		自動式車両洗浄施設	119	57
71の2	科学技術（人文化学のみに係るものを除く）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設	イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設	16	6
71の3		一般廃棄物処理施設である焼却施設	-	1

表 3.1.2-10(3) 仙台市の水質汚濁防止法に基づく特定事業場

No.	業種	名称	事業場数	
			宮城野区	若林区
71 の 4	産業廃棄物処理施設	産業廃棄物処理施設のうち次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第 14 条第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第 14 条の 4 第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることとよまない者を除く）をいう）が設置するもの	5	3
72		し尿処理施設（500 人以下を除く）	1	8
73		下水道終末処理施設	1	-
74		特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く）の処理施設（全 2 号に掲げるものを除く）	-	1
合計			263	159

注) 1. 事業場数は、宮城野区と若林区全体の数を示す。

2. 単独の事業所であっても複数の業種で特定事業場の届出を行う場合があるため、内訳の合算値と合計は一致しない。

〔水質汚濁防止法に基づく特定施設届出一覧（平成 28 年 3 月 31 日現在、仙台市）より作成〕

表 3.1.2-11 仙台市以外の水質汚濁防止法に基づく特定事業場

市町名	特定事業場数
塩竈市	151
多賀城市	66
七ヶ浜町	20
利府町	38

〔「宮城県情報開示請求」等より作成〕

表 3.1.2-12(1) 仙台市の下水道法に基づく特定事業場

No.	業種	名称	事業場数	
			宮城野区	若林区
2	畜産食料品製造業	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）	5	3
3	水産食料品製造業	イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ホ 湯煮施設	3	4
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 煮湯施設	1	4
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ヘ ろ過紙説	1	4
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業	粗製あんの沈でんそう	2	1
10	飲料製造業	ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ニ ろ過施設	2	3
16	麺類製造業	湯煮施設	2	-
17	豆腐又は煮豆の製造業	湯煮施設	6	5
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	ニ 精練機及び精練そう ト 染色施設 リ のり抜き施設	1	4
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	20	21
27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	イ ろ過紙説	1	-
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く）、更正タイヤ製造業又はゴム板製造業	直接加硫施設	-	1
53	ガラス又はガラス製品の製造業	イ 研磨洗浄施設	-	2
54	セメント製品製造業	ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む）	1	-
55	生コンクリート製造業	バッチャープラント	9	2
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む）	イ 焼入れ施設 ホ 廃ガス洗浄施設	-	1
64の2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（浄水能力が一日当たり10,000m ³ 未満の事業場は除く）	イ 沈でん施設 ロ ろ過紙説	1	-
65		酸又はアルカリによる表面処理施設	5	3
66		電気めつき施設	1	2
66の3	旅館業	ハ 入浴施設	-	1
66の4	共同調理場に設置	ちゅう房施設 （総床面積が500m ² 未満を除く）	1	0

表 3.1.2-12(2) 仙台市の下水道法に基づく特定事業場

No.	業種	名称	事業場数	
			宮城野区	若林区
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業	ちゅう房施設 (総床面積が360m ² 未満を除く)	9	3
66の6	飲食店	ちゅう房施設 (総床面積が420m ² 未満を除く)	12	4
66の7	そば店、うどん店、すし店、喫茶店その他	ちゅう房施設 (総床面積が630m ² 未満を除く)	4	1
67	洗濯業	洗浄施設	42	23
68	写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設	4	4
68の2	病院(病床数が300以上の病院)	イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設	3	-
69	と畜業又は死亡獣蓄取扱業	解体施設	1	-
70の2	自動車分解整備事業	洗車施設(屋内作業場の総床面積が800m ² 未満を除く)	15	2
71		自動式車両洗浄施設	91	47
71の2	科学技術(人文化学のみに係るものを除く)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設	イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設	19	9
71の4	産業廃棄物処理施設	産業廃棄物処理施設のうち次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることよ要しない者を除く)をいう)が設置するもの	5	1
72		し尿処理施設(500人以下を除く)	2	-
74		特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く)の処理施設(全2号に掲げるものを除く)	-	1
合計			255	154

注) 1. 事業場数は、宮城野区と若林区全体の数を示す。

2. 単独の事業所であっても複数の業種で特定事業場の届出を行う場合があるため、内訳の合算値と合計は一致しない。

〔「下水道法に基づく特定施設届出一覧(平成28年3月31日現在)(仙台市)」より作成〕

表 3.1.2-13 仙台市以外の下水道法に基づく特定事業場

市町名	特定事業場数
塩竈市	182
多賀城市	70
七ヶ浜町	6
利府町	29

〔「宮城県情報開示請求」等より作成〕

表 3.1.2-14 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質基準適用施設

No.	水質基準対象施設の種類	所在地
1	下水道終末処理施設	宮城野区蒲生字八郎兵エ谷地
2	下水道終末処理施設	多賀城市大代 6

〔「平成 27 年度ダイオキシン類調査結果（平成 28 年 6 月、仙台市 HP）」
 「県内事業場からのダイオキシン類の測定結果（平成 28 年 7 月、宮城県）」より作成〕

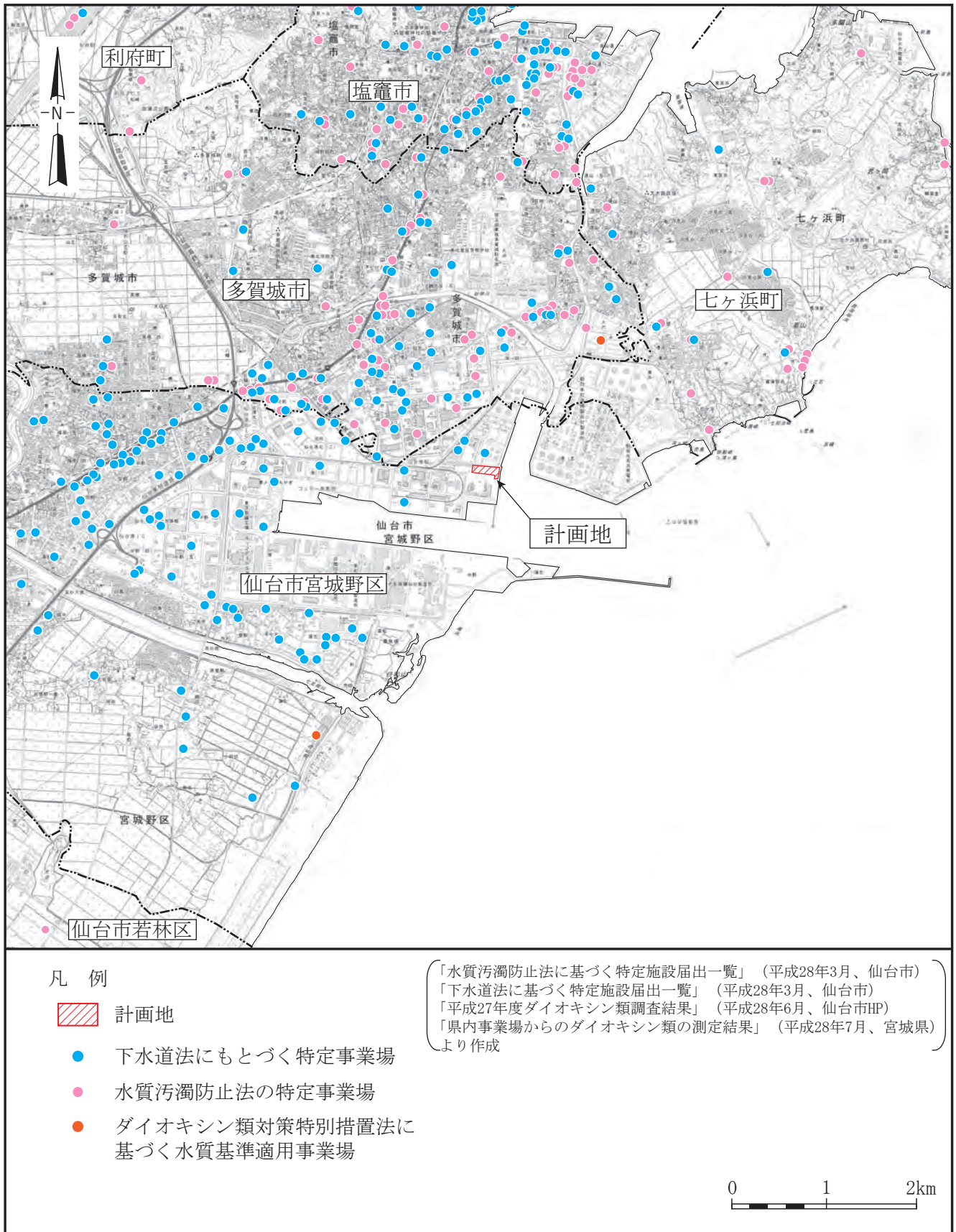


図3.1.2-2 水質汚濁防止法、下水道法、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事業場位置図

3) 影響を受ける施設等の状況

本事業では河川への放流はないため、農業用水の取水施設等、河川の水質汚濁の影響を受ける施設はない。海域については、計画地から約 2km 離れた位置に協同漁業権と区画漁業権の設定区域がある。

(2) 底質

1) 底質の状況

調査範囲における底質の調査は、河川1地点、海域6地点において実施されている。調査位置は図 3.1.2-3 に、河川及び海域の底質調査結果は表 3.1.2-15、ダイオキシン類の調査結果は表 3.1.2-16 に示すとおりである。

底質のダイオキシン類の調査結果は、いずれの地点も環境基準を満足している。

表 3.1.2-15 底質調査結果（平成 27 年度）

項目	調査地点	七北田川	海域						
		高砂橋	内港 1	内港 2	内港 3 北	内港 4 内	外港 1	蒲生 2	
pH	H ₂ O	7.2	8.2	8.1	7.9	7.8	7.9	7.8	
	KCL	6.6	8.1	7.9	7.8	7.6	7.7	7.7	
酸化還元電位	mV	-100	—	—	—	—	—	—	
COD	(mg/kg)	21000	3400	7000	7300	11000	13000	10000	
n-ヘキサン抽出物質	(mg/kg)	3100	43	6800	490	110	83	92	
全窒素	(mg/kg)	2200	290	1400	1300	2600	4200	2700	
全燐	(mg/kg)	580	390	780	690	1500	2000	1600	
カドミウム	(mg/kg)	0.25	1.3	2.7	2.1	3.1	3.3	3.5	
鉛	(mg/kg)	11	4.0	16	8.6	26	25	24	
砒素	(mg/kg)	13	4.6	14	5.9	22	23	20	
総水銀	(mg/kg)	0.08	0.03	0.09	0.05	0.18	0.18	0.18	
全クロム	(mg/kg)	22	9	27	16	31	32	33	
硫化物	(mg/kg)	930	45	390	540	87	1400	360	
含水率	(%)	52	28	47	40	62	63	54	
強熱減量	(%)	9.9	3.1	7.5	6.3	12	14	10	
粒度組成	粗礫分	(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	中礫分	(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	細礫分	(%)	0.06	0.05	0.00	0.00	0.00	0.00	0.14
	粗砂分	(%)	0.29	1.57	0.49	0.78	0.19	6.16	1.08
	中砂分	(%)	5.34	92.04	50.30	50.55	50.69	44.46	30.17
	細砂分	(%)	15.90	6.02	46.10	43.41	44.13	34.43	43.56
	シルト分	(%)	56.51	0.30	2.51	4.63	4.03	11.96	22.48
粘土分	(%)	21.90	0.01	0.61	0.63	0.95	3.00	2.57	

〔「公害関係資料集 平成 28 年版（平成 27 年度測定結果）（平成 28 年、仙台市）」より作成〕

表 3.1.2-16 底質のダイオキシン類の調査結果（平成 27 年度）

調査地点		調査結果 (pg-TEQ/g)	環境基準
仙台港地先海域（甲）	内港 4 内	11	150
仙台港地先海域（乙）	外港 3	0.57	
仙台港地先海域（乙）	蒲生 3	0.60	

〔「公害関係資料集 平成 28 年版（平成 27 年度測定結果）（平成 28 年、仙台市）」より作成〕



図3.1.2-3 底質の調査地点位置図

2) 発生源の状況

底質の汚濁の原因は、水質の汚濁である。水質汚濁に関する発生源の状況については、「(1)水質」で示したとおりである。

3) 影響を受ける施設等の状況

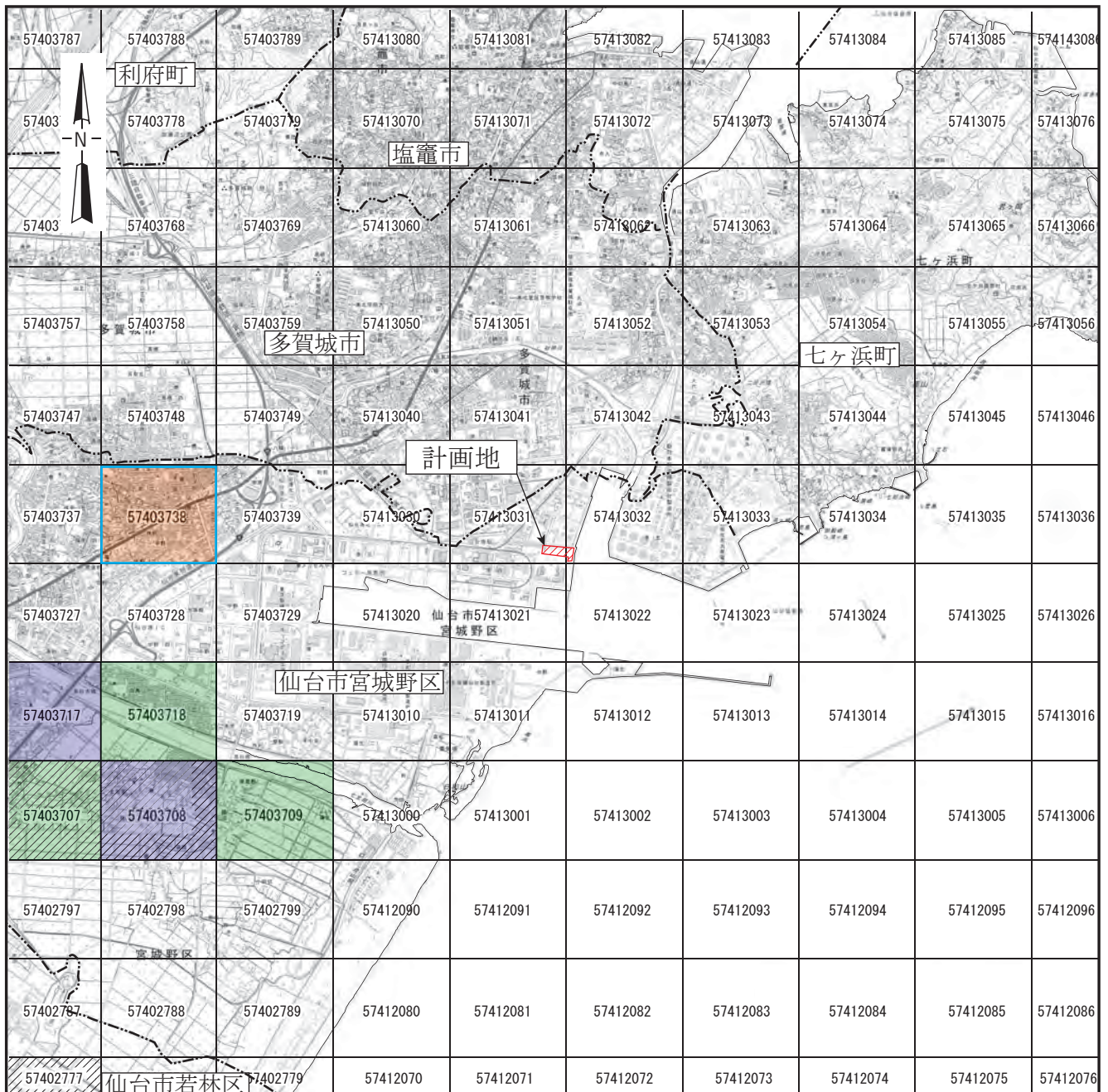
本事業では河川への放流はないため、農業用水の取水施設等底質の汚濁の影響を受ける施設はない。海域については、計画地から約 2km 離れた位置に協同漁業権と区画漁業権の設定区域がある。

(3) 地下水汚染

1) 地下水汚染の状況

調査範囲における地下水の調査は、概況調査 4 区画、汚染井戸周辺調査 3 区画、継続監視調査 2 区画、ダイオキシン類に関する地下水調査 1 区画で実施されている。地下水の調査メッシュは図 3.1.2-4、概況調査の結果は表 3.1.2-17 及び表 3.1.2-18、汚染井戸周辺調査の結果は表 3.1.2-19、継続監視調査の結果は表 3.1.2-20、ダイオキシン類に関する地下水調査結果は表 3.1.2-21 に示すとおりである。

平成 27 年度における概況調査では、宮城野区の 2 地区 (57403718、57403707) で砒素が環境基準に適合していない。汚染井戸周辺調査では若林区の 1 地区 (57402777) で砒素が基準値に適合していない。地下水継続監視調査では、宮城野区の 2 地区 (57403708、57403717) で、砒素が基準値に適合していない。



- 凡 例 〔「地理院地図（電子国土Web）」地域メッシュを加工して作成〕
- 計画地
 - 概況調査（環境基準項目・要監視項目）
 - 概況調査（環境基準項目）
 - 継続監視調査
 - 汚染井戸周辺調査（環境基準項目）
 - ダイオキシン類に関する地下水水質調査
- 0 1 2km

図3.1.2-4 地下水の調査地点位置図

表 3.1.2-17 地下水概況調査結果（平成 27 年度）

区・三次メッシュコード・調査日	宮城野区	宮城野区	宮城野区	宮城野区	環境基準 (mg/L)	
	57403738	57403709	57403718	57403707		
調査項目	H27. 11. 12	H27. 11. 12	H27. 11. 24	H27. 11. 26		
環境基準項目	カドミウム	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003 以下
	全シアン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
	鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	六価クロム	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.05 以下
	砒素	<0.005	0.010	0.012	0.011	0.01 以下
	総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
	アルキル水銀	<0.0005	<0.0005	—	—	検出されないこと
	PCB	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
	ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
	四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	塩化ビニルモノマー	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
	トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
	シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
	チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	0.02 以下
	ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
	セレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	0.72	<0.015	<0.015	<0.015	10 以下	
ふっ素	<0.08	0.45	0.30	0.20	0.8 以下	
ほう素	0.02	0.15	0.13	0.10	1 以下	
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下	

注) 網掛け箇所は環境基準に適合していないことを示す。

〔「公害関係資料集平成 28 年版（平成 27 年度測定結果）（平成 28 年、仙台市）」より作成〕

表 3.1.2-18 地下水概況調査結果（平成 27 年度）

区・三次メッシュコード・調査日		宮城野区	指針値 (mg/L)
		57403738	
調査項目・基準値		H27.11.12	
要 監 視 項 目	クロロホルム	<0.006	0.06 以下
	1,2-ジクロロプロパン	<0.006	0.06 以下
	p-ジクロロベンゼン	<0.02	0.2 以下
	イソキサチオン	<0.0008	0.008 以下
	ダイアジノン	<0.0005	0.005 以下
	フェニトロチオン (MEP)	<0.0003	0.003 以下
	イソプロチオラン	<0.004	0.04 以下
	オキシ銅 (有機銅)	<0.004	0.04 以下
	クロロタロニル (TPN)	<0.005	0.05 以下
	プロピザミド	<0.0008	0.008 以下
	EPN	<0.001	0.006 以下
	ジクロロボス (DDVP)	<0.0008	0.008 以下
	フェノブカルブ (BPMC)	<0.003	0.03 以下
	イプロベンホス (IBP)	<0.0008	0.008 以下
	クロロニトロフェン (CNP)	<0.001	—
	トルエン	<0.06	0.6 以下
	キシレン	<0.04	0.4 以下
	フタル酸ジエチルヘキシル	<0.006	0.06 以下
	ニッケル	<0.001	—
	モリブデン	<0.007	0.07 以下
アンチモン	<0.002	0.02 以下	
エピクロロヒドリン	<0.00004	0.0004 以下	
全マンガン	<0.02	0.2 以下	
ウラン	<0.0002	0.002 以下	

〔「公害関係資料集平成 28 年版（平成 27 年度測定結果）（平成 28 年、仙台市）」より作成〕

表 3.1.2-19 汚染井戸周辺調査結果（平成 27 年度）

調査項目	区・三次メッシュコード・調査日					基準値 (mg/L)
	若林区	宮城野区	宮城野区	宮城野区	宮城野区	
	57402777 H28.1.27	57403707 H28.1.25	57403707 H28.1.25	57403708 H28.1.25	57403708 H28.1.25	
砒素	0.037	<0.005	0.006	0.006	<0.005	0.01 以下

注) 網掛け箇所は環境基準に適合していないことを示す。

〔「公害関係資料集平成 28 年版（平成 27 年度測定結果）（平成 28 年、仙台市）」より作成〕

表 3.1.2-20 地下水継続監視調査結果（平成 27 年度）

調査項目	区・三次メッシュコード・調査日			基準値 (mg/L)
	宮城野区	宮城野区	宮城野区	
	57403708	57403717	57403708	
	H27.10.6	H27.10.6	H27.10.6	
砒素	0.017	0.021	0.008	0.01 以下

注) 網掛け箇所は基準値を超過していることを示す。

〔「公害関係資料集平成 28 年版（平成 27 年度測定結果）（平成 28 年、仙台市）」より作成〕

表 3.1.2-21 ダイオキシン類に関する地下水調査結果（平成 27 年度）

調査項目	区・三次メッシュコード・調査日		基準値
	宮城野区		
	57403738		
	H27.11.12		
ダイオキシン類年平均値	pg-TEQ/L	0.020	1 以下

〔「公害関係資料集平成 28 年版（平成 27 年度測定結果）（平成 28 年、仙台市）」より作成〕

2) 発生源の状況

地下水の汚染の原因は、土壌汚染である。土壌汚染に関する発生源の状況については、「3.1.3 土壌環境 (3)土壌汚染」に示すとおりである。

3) 影響を受ける施設等の状況

地下水汚染の影響を受ける施設としては、飲料水用井戸が挙げられる。

(4) 水象

1) 水象の概況

ア. 河川・湖沼等の概要

調査範囲における水象の状況は、表 3.1.2-22、表 3.1.2-23 及び図 3.1.2-5 に示すとおりである。

調査範囲では、計画地の南側に七北田川水系の二級河川である七北田川及び南貞山運河、計画地の北側に砂押川水系の二級河川である砂押川、砂押貞山運河、旧砂押川、勿来川及び準用河川の原谷地川が流れている。

主な湖沼としては、計画地の北西側に加瀬沼、北東側に阿川沼、南西側に大沼溜池がある。

なお、計画地には河川及び湖沼は存在しない。

表 3.1.2-22 河川の概要

種別		河川名	総延長 (m)
河川	二級河川	砂押川	14,491
		砂押貞山運河	800
		旧砂押川	2,300
		勿来川	7,456
		七北田川	40,899
		南貞山運河	3,599
	準用河川	原谷地川	1,400

〔「宮城県河川・海岸図」(平成 25 年、宮城県)より作成〕

表 3.1.2-23 湖沼の概要

No.	湖沼等名称	所在地
1	加瀬沼	宮城郡利府町加瀬
2	阿川沼	宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜獅子前
3	大沼溜池	若林区荒井字大沼 24

注) No. は図 3.1.2-5 の図中番号に対応する。

〔「平成 27 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 28 年、仙台市)「宮城県 HP」等より作成〕



凡例

- 計画地
- 二級河川
- 準用河川
- 主要な湖沼 (1~3)
- その他の湖沼
- 温泉

〔「国土地理情報ダウンロードサービス（河川（宮城）」）
 （平成23年、国土交通省国土政策局国土情報課）
 「宮城県河川・海岸図」（平成25年、宮城県）
 「平成27年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」
 （平成28年、仙台市）等より作成〕

注) 図中番号は表3.1.2-23のNo.に対応する。

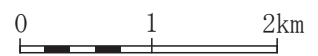


図3.1.2-5 水象の状況

イ. 湧水等の概要

調査範囲における温泉の概要は表 3.1.2-24、位置は図 3.1.2-5 に示すとおりである。

調査範囲における温泉としては、宮城野温泉が存在するが、湧水は存在しない。
なお、計画地には湧水・温泉は存在しない。

表 3.1.2-24 温泉一覧

温泉名	源泉名	所在地
宮城野温泉	コロナ6号	仙台市宮城野区福室字田中前

〔平成27年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書〕（平成28年、仙台市）等より作成

ウ. 水辺の状況

自然度の高い水辺地の一覧は表 3.1.2-26、位置は図 3.1.2-6 に示すとおりである。

調査範囲における自然度の高い水辺地としては、ヨシクラス（植生自然度 10）やオギ群落（植生自然度 10）、ヒルムシロクラス（植生自然度 10）、塩沼地植生（植生自然度 10）、ヤナギ高木群落（IV）（植生自然度 9）、ヤナギ低木群落（IV）（植生自然度 9）といった自然度の高い植生が分布している。

なお、計画地には自然度の高い水辺地は存在しない。

表 3.1.2-25 植生自然度の区分基準

植生自然度	区分基準
10	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	エゾマツトドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても、特に自然植生に近い地区
7	クリ-ミズナラ群落、クヌギ-コナラ群落等、一般には二次林と呼ばれる代償植生地区
6	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の樹林地
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	シバ群落等の背丈の低い草原
3	果樹園、桑畑、茶畑、苗圃等の樹園地
2	畑地、水田等の耕作地。緑の多い住宅地
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

〔環境省 HP〕（平成28年7月29日閲覧）より作成

表 3.1.2-26 自然度の高い水辺地

植生自然度	自然度の高い水辺地
10	ヨシクラス、オギ群落、ヒルムシロクラス、シオクグ群落、砂丘植生、コハマギク群落、塩沼地植生
9	ヤナギ高木群落 (IV)、ヤナギ低木群落 (IV)

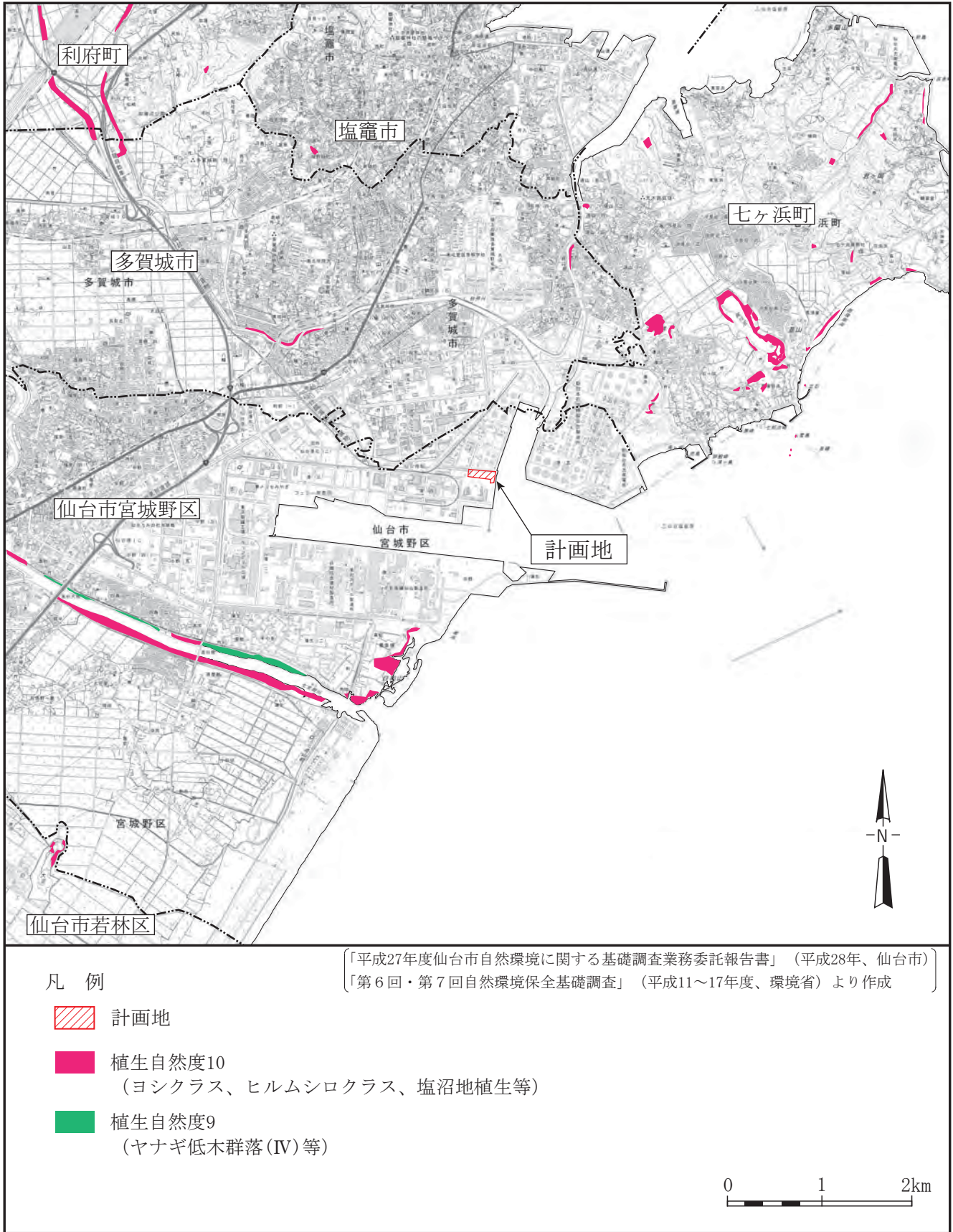


図3.1.2-6 自然度の高い水辺地位置図

エ. 水源地の状況

調査範囲における上水は、七北田ダム、宮床ダム、釜房等のダム水から取水している。調査範囲にこれらの水源はない。

また、調査範囲では、砂押川、勿来川、原谷地川に農業用の堰や揚水機が設置されている。施設の概要は表 3.1.2-27、位置は図 3.1.2-7 に示すとおりである。

なお、計画地には水源地は存在しない。

表 3.1.2-27 農業用水取水施設の概要

設備種類	河川名	施設名	所在地	取水量 (m ³ /秒)		所有者	管理者
				代掻き期	普通期		
堰	砂押川	No.1 多賀城堰	多賀城市八幡字庚田	0.2400	0.0800	多賀城市	多賀城市
		No.2 新田堰	多賀城市八幡	0.4500	0.2500	多賀城市	多賀城市
		No.3 新大友堰	宮城郡利府町字新大友	0.0500	0.0400	利府町	利府町
	勿来川	No.4 赤堰	宮城郡利府町加瀬字窪地内	0.1500	0.1200	利府町	利府町
		No.5 惣の堰	宮城郡利府町加瀬字窪地内	0.0640	0.0450	利府町	利府町
	原谷地川	No.6 横杭堰	宮城郡利府町菅谷	0.0400	0.0300	利府町	利府町
揚水機	砂押川	No.A 庚田揚水機	多賀城市八幡	0.0400	0.0300	多賀城市	宝堰加瀬溜井管理組合

〔「農業用水施設台帳（河川取水施設）改訂五版」（平成 20 年、宮城県農林水産部農村振興課）より作成〕



凡 例

- 計画地
- 二級河川
- 準用河川
- 堰・頭首工 (1~6)
- P

 揚水機場 (A)

「国土地理情報ダウンロードサービス (河川(宮城))」
 (平成23年、国土交通省国土政策局国土情報課)
 「河川取水施設図 (仙台、塩竈)」
 (平成20年、宮城県土地改良基礎調査情報) 等より作成

注) 図中番号は表3.1.2-27のNo. に対応する。

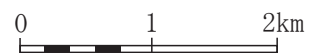


図3.1.2-7 河川取水施設位置図